

第3章 基本とする理念と目標

1 基本理念（目指す方向）

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあることから、周囲も気付かないうちに暴力が激化し、被害が深刻化しやすいという特性を有しています。

また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げにもなっています。

配偶者からの暴力を防ぐには、社会の制度や慣行、人々の意識や行動の中に、長い間に形づくられてきた女性に対する差別や性別による固定的な役割分担意識の解消とともに、配偶者であるかどうかにかかわらず、決して暴力は許されるものではないという認識に基づいた取組が必要です。

また、配偶者からの暴力の被害者の視点に立って、被害者が安心して相談できる体制の整備や安全な避難場所の確保等、関係機関等と連携を図りながら、被害者の保護と自立支援のための取組を強化することが大切です。

この基本計画では、県民、市町村、関係機関、関係団体等と協力し、次のような社会を目指します。

- 個人の尊厳が尊重され、配偶者からの暴力を容認しない社会
- 配偶者からの暴力を受けた被害者が適切な保護や支援を受けることのできる社会
- 配偶者からの暴力を受けた被害者が自立し、安心して暮らすことのできる社会

2 基本的視点（基本的な考え方）

基本理念に基づき、配偶者からの暴力防止と被害者の保護を進めるためには、各般の施策・取組を進める上での基本的な考え方を明確にする必要があります。

このため、この基本計画では、本県の配偶者からの暴力防止等の施策を行うに当たり、共通する認識として、5つの視点を示します。

(1) 重大な人権侵害であるという視点

配偶者からの暴力は、家庭内で起こる単なる当事者間の問題ではなく、人権を著しく侵害する重大な社会的問題です。

配偶者からの暴力について、その深刻な事態や被害者が持つ恐怖・不安を被害者の立場に立って理解するとともに、配偶者であるかどうかにかかわらず、決して暴力は許されるものではない、という認識に基づいた取組が必要です。

(2) 被害者の意思を尊重する視点

配偶者からの暴力による被害者は、国籍や障害の有無等を問わず、その人権が尊重されなければならないものであるとともに、被害者自らの意思に基づき、安全に、安心して、平穏な生活を送る権利があります。

このため、被害者の立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案するとともに、被害者自身の意思を尊重した支援が行われることが必要です。

(3) 同伴する子ども、親族等の安全確保にも配慮するという視点

配偶者からの暴力により、同伴する家族も被害者と同じように心理的被害を受けている場合が多く、特に子どもについては、種々の大きな影響を受けるだけでなく、子ども自身が親からの暴力の対象となっている場合もあります。

また、被害者が加害者の元から避難した後も、加害者からの追及への対応が大きな問題となる場合が少なくありません。

こうしたことから、被害者のみならず、被害者が同伴する子どもや親族等についても保護や支援を行い、安全の確保を図ることが必要です。

(4) 県民の理解を深める視点

配偶者からの暴力の被害者は、その多くが女性であり、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識や女性の人権軽視のなごりなど、男女が置かれてきた社会的・構造的な問題が背景にあると言われています。

また、配偶者からの暴力は家庭内で行われることが多く、外部から発見されにくいという特殊性がある上、加害者からの報復や家庭の事情など様々な理由から被害者が自ら支援を求めることをためらうことが多いため、被害者を支援するための情報を広く社会から求めることが大切となります。

こうしたことから、配偶者からの暴力は、身近にある重大な人権侵害であるという認識が、性別を問わず、県民一人ひとりに共有されるよう県民の理解を深めていくことが必要です。

(5) 地方公共団体の責務であるという視点

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有します。

また、施策を進めるに当たっては、国、県、市町村をはじめ、関係機関、関係団体等が相互に連携し、協働することが必要です。

3 基本目標

配偶者からの暴力の防止及びに被害者の適切な保護並びに自立支援を図るための施策を実施するに当たり、次の5つの基本目標を定めます。

- | | |
|-------|--------------------|
| 基本目標Ⅰ | 配偶者からの暴力を許さない社会づくり |
| 基本目標Ⅱ | 相談・保護体制の充実 |
| 基本目標Ⅲ | 被害者の自立支援の充実 |
| 基本目標Ⅳ | 職務関係者による適切な配慮 |
| 基本目標Ⅴ | 施策推進のための連携体制の強化 |